

令和4年度 第1回
仙台市学校給食運営審議会

《 資 料 》

■ 委員名簿	1
■ 学校給食関係職員一覧	2
■ 仙台市学校給食運営審議会条例	3
■ 仙台市学校給食運営審議会実施要領	4~5
■ 報告関係資料	
仙台市学校給食の概要について	6~14
令和4年度の学校給食の現状について	15~20
■ 議事関係資料	
給食施設のあり方について	21~22
仙台市学校給食運営審議会分科会設置運営要領	23

仙台市学校給食運営審議会 委員名簿

(任期：令和6年11月12日まで)

	氏名	肩書	選出区分	備考
委員	いわい ひろみ 岩井 博美	特定非営利活動法人 仙台・みやぎ消費者支援ネット	学識経験者	
	ささき しんいち 佐々木 慎一	仙台市学校薬剤師会 理事		
	たんの くみこ 丹野 久美子	宮城学院女子大学 生活科学部 食品栄養学科准教授		
	はなおか こうじ 花岡 弘二	一般社団法人仙台歯科医師会 常務理事		
	もりかわ みき 森川 みき	一般社団法人仙台市医師会 理事		
	わたなべ ひろし 渡辺 博	仙台市議会議員		
	ほずみ まゆみ 保角 真由美	仙台市立広陵中学校校長	小、中学校の校長	給食センター方式 (南吉成学校給食センター)
	みた田 佳代 見田 佳代	仙台市立若林小学校校長		給食センター方式 (高砂学校給食センター)
	おかざき ひろこ 岡崎 博子	仙台市小学校教育研究会 学校給食部会 栄養教諭・学校栄養職員部会長	学校給食研究団体の代表	単独調理校方式
	くどう きょうこ 工藤 京子	仙台市中学校教育研究会 学校給食部会長		単独調理校方式
	すがさわ かずひろ 菅さわ 和広	仙台市小学校教育研究会 学校給食部会長		単独調理校方式
	あべ ひでお 阿部 英男	仙台市立北六番丁小学校 父母教師会会長	児童及び生徒の保護者	給食センター方式 (高砂学校給食センター)
	あんど うか 安藤 香	仙台市立南中山中学校 父母教師会会長		単独調理校方式
	さいとう やすし 齋藤 靖士	仙台市立松森小学校 父母教師会会長		給食センター方式 (野村学校給食センター)
	しばた みちよ 柴田 美千代	仙台市立八乙女中学校 父母教師会会長		給食センター方式 (荒巻学校給食センター)
	り しや 李 暁冬	仙台市立愛子小学校 父母教師会会長		単独調理校方式

(選出区分別、委員氏名五十音順、敬称略)

令和4年度 仙台市学校給食関係職員一覧

職 名	氏 名
教 育 長	福 田 洋 之 ふく だ ひろゆき
副 教 育 長	岩 城 利 宏 い わ き としひろ
次 長	寺 田 潤 て ら だ じゅん
次 長 兼 総 務 企 画 部 長	郷 家 貴 光 ご う け た か み つ
健 康 教 育 課 長	加 藤 誠 か と う まこと
健 康 教 育 課 主 幹	五 十 嵐 昌 広 い が ら し ま さ ひろ
健 康 教 育 課 給 食 管 理 係 長	杉 渕 淳 す ぎ ぶ ち あつし
健 康 教 育 課 給 食 事 業 係 長	柴 崎 奈 緒 し ば さ き な な お
健 康 教 育 課 給 食 事 業 係 指 導 主 事	近 藤 亜 水 美 こ ん ど う あ ゆ み
健 康 教 育 課 給 食 事 業 係 主 査	佐 々 木 和 美 さ さ き か ら み
健 康 教 育 課 給 食 事 業 係 主 査	丸 山 龍 平 ま る や ま りゅうへい
太 白 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	佐 藤 徹 さ と う とおる
荒 巻 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	庄 司 厚 し ょ う じ あつし
高 砂 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	那 須 義 和 な す よ し か ら
野 村 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	小 松 淳 こ ま つ すな
南 吉 成 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	森 信 一 もり しんいち

○仙台市学校給食運営審議会条例

昭和五一年三月三十一日
仙台市条例第三号

(設置)

第一条 教育委員会の諮問に応じ、市立義務教育諸学校における学校給食の業務の運営に関する重要な事項を調査審議させるため、仙台市学校給食運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(平一三、三・改正)

(組織)

第二条 審議会は、委員十七人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 小、中学校の校長
- 三 学校給食研究団体の代表者
- 四 児童及び生徒の保護者
- 五 関係行政機関の代表者

(昭六二、九・改正)

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長一人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第五条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(平一三、三・旧第七条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭六二、九・改正)

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則(平一三、三・改正)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

仙台市学校給食運営審議会実施要領

(平成7年3月27日教育長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市学校給食運営審議会の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 仙台市情報公開条例（平成3年仙台市条例第2号）第6条に規定する情報を取り扱うことが明らかな場合
- (2) 非公開とすべき旨の出席委員の発議に対して出席委員の3分の2以上の同意があった場合
- (3) 次回の会議の公開について、非公開とするかどうかの決定を会長に一任することにつき、出席委員の3分の2以上の同意があり、かつ、会長が非公開とする決定をした場合

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴しようとするものは、受付において住所、氏名等を備付けの用紙に記入しなければならない。

- 2 傍聴席の定員は原則として20名とし、傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、会場等の都合により、これにより難しい場合は、会長がその都度、別に定員を定める。
- 3 傍聴人が傍聴席に入場するときは、係員の指示に従い、指定された席に着かなければならない。
- 4 凶器その他危険な物を持っている者、酒気を帯びている者その他議事の運営に支障を及ぼすと認められる者は、入場することができない。
- 5 傍聴人は次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言をする等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
 - (2) はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと
 - (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長がこれを認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為は行わないこと
 - (6) その他、議場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
 - (7) 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと
- 6 会長は、次の場合には傍聴人に対して、その行為を制止し、又は退場を命ずることができる。
 - (1) 傍聴人が前項の規定に反したとき
 - (2) 議場の秩序をみだすおそれがあるとき
 - (3) その他議事の運営上必要があると認めるとき
- 7 傍聴人には、非公開の部分を除いた議案及び会議資料を原則として配付する。
- 8 非公開の部分を除いた議案及び会議資料については、会議終了後、仙台市市政情報センター及び各区情報センター（以下、「センター」という。）において、市民等の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成)

第4条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

- 2 会議録は、事務局において作成する。
- 3 会議録は、原則として要点筆記の方法による。

(会議録の記載事項)

第5条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の年月日
- (2) 開会及び閉会の時刻
- (3) 出席委員の氏名
- (4) 出席事務局職員の職氏名
- (5) 説明のために出席した者の職氏名
- (6) 議案
- (7) 議事の経過
- (8) その他会議において必要と認める事項

(会議録の署名)

第6条 会議録には、会長及び会長の指名した委員1名が署名しなければならない。

- 2 署名後の会議録については、その写し(非公開の部分は除く。)をセンターにおいて市民等の閲覧に供するものとする。

(議場の秩序維持)

第7条 会長は、議場の秩序維持に努めなければならない。

- 2 会長は、前項の秩序維持のため、必要な措置を執ることができる。

(その他)

第8条 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育局総務企画部健康教育課において処理する。

附則

この要領は、平成7年4月1日から実施する。

附則(平成11年8月31日改正)

この改正は、平成11年8月31日から実施する。

附則(平成13年3月16日改正)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

仙台市学校給食の概要について

本資料の説明内容について

- 1 学校給食実施状況
- 2 学校給食費
- 3 衛生管理
- 4 栄養管理
- 5 食育の推進
- 6 食物アレルギーへの対応



1 学校給食実施状況

① 学校給食の実施と目標

学校給食の実施 【学校給食法第4条・第5条】

- ◆義務教育諸学校の設置者
学校給食が実施されるよう努めなければならない
- ◆国及び地方公共団体
学校給食の普及と健全な発達に努めなければならない

学校給食の目標 【学校給食法第2条】

- ◆適切な栄養摂取による健康の保持増進
- ◆食事に関する正しい理解と判断力
- ◆望ましい食習慣
- ◆伝統的な食文化への理解
- ◆食料の生産・流通・消費への理解 等

1 学校給食実施状況

② 学校給食の提供方式

本市の学校給食では、「共同調理場方式」、「単独調理校方式」、「親子方式」の3つの方式により、1日あたり約8万食を提供している。

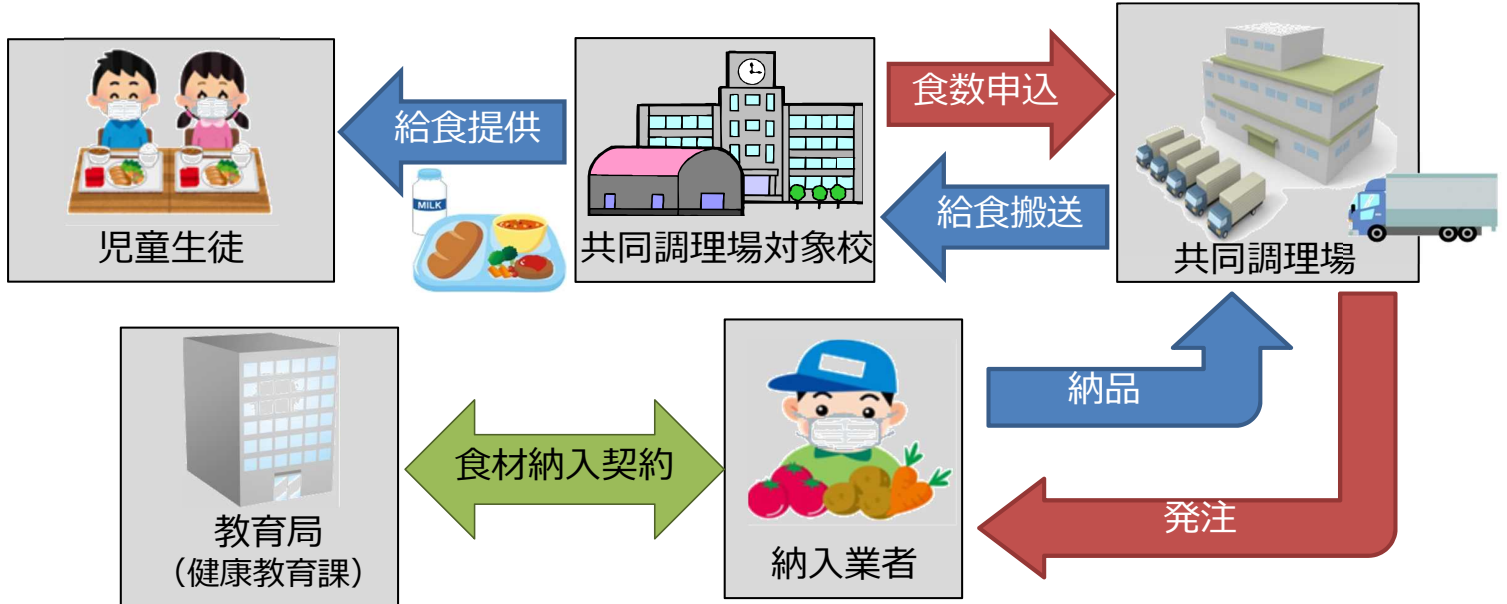
校種	共同調理場方式	単独調理校方式	親子方式	計
小学校	51校	64校	(親) 2校 (子) 1校	118校
中学校	51校	12校	(子) 1校	64校
特別支援学校		1校		1校
定時制高等学校		2校		2校
中等教育学校	1校			2校
計	103校	79校	4校	186校

1 学校給食実施状況

③ 学校給食提供までの流れ（共同調理場方式）

共同調理場方式

仙台市教育局にて契約した食材納入業者が共同調理場へ食材を納品し、共同調理場で調理した給食を各学校に配送。

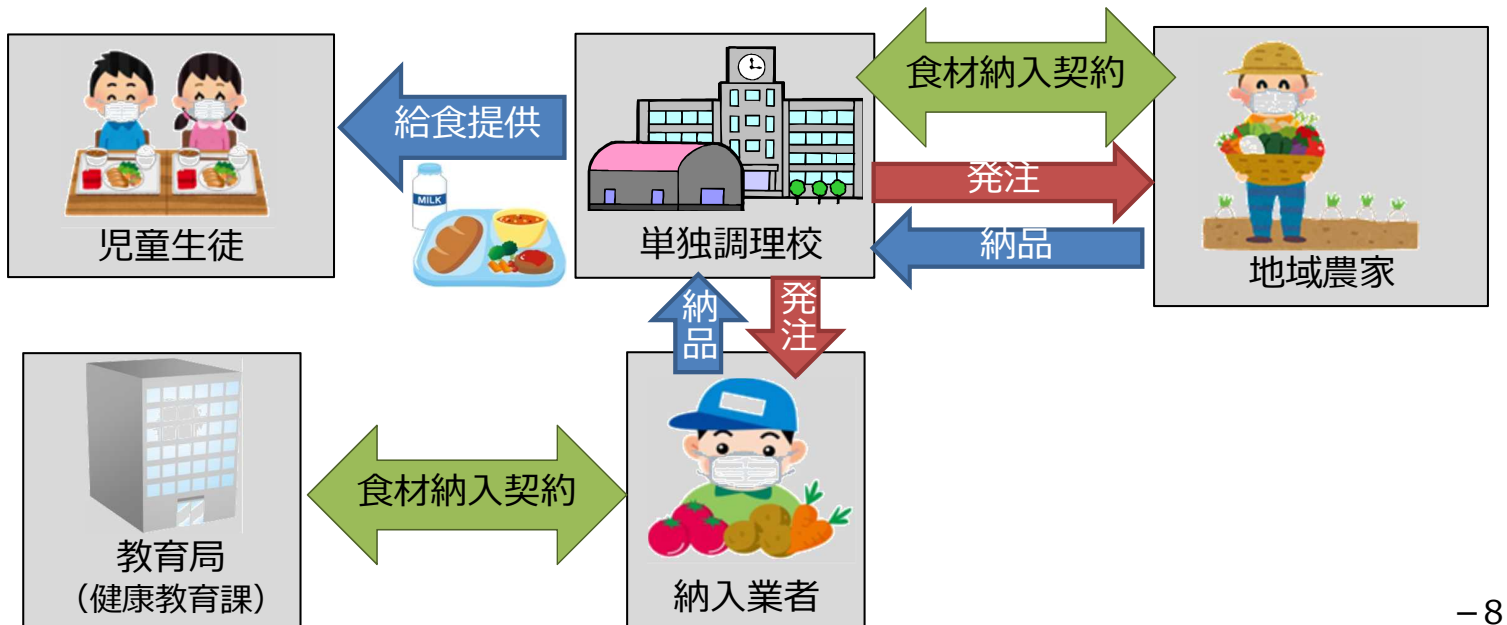


1 学校給食実施状況

④ 学校給食提供までの流れ（単独調理校方式）

単独調理校方式

仙台市教育局にて契約した食材納入業者や学校独自で契約した地域農家が各学校へ食材を納品し、学校で調理した給食を提供。



2 学校給食費

① 学校給食に要する経費の負担

経費の負担 【学校給食法第11条】

- ◆義務教育諸学校の設置者
学校給食の実施に必要な施設整備費、運営に要する経費のうち政令で定めるもの
- ◆保護者
義務教育諸学校の設置者が負担する経費以外

設置者の負担すべき経費 【学校給食法施行令第2条】

1. 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員の人件費
2. 学校給食の実施に必要な施設の修繕費

2 学校給食費

② 本市における学校給食費の負担区分

本市の学校給食費

【仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例第3条第2項】

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びにこれらの修繕費並びに学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費以外の学校給食に要する経費の範囲内で市長が定める額

<国が定める負担区分>

施設整備費	その他 (食材費・光熱水費・備品費等)
施設修繕費	
人件費	

設置者（本市）負担

保護者負担

<本市が定める負担区分>

施設整備費	その他 (光熱水費・備品費等)
施設修繕費	
人件費	その他（食材費）

設置者（本市）負担

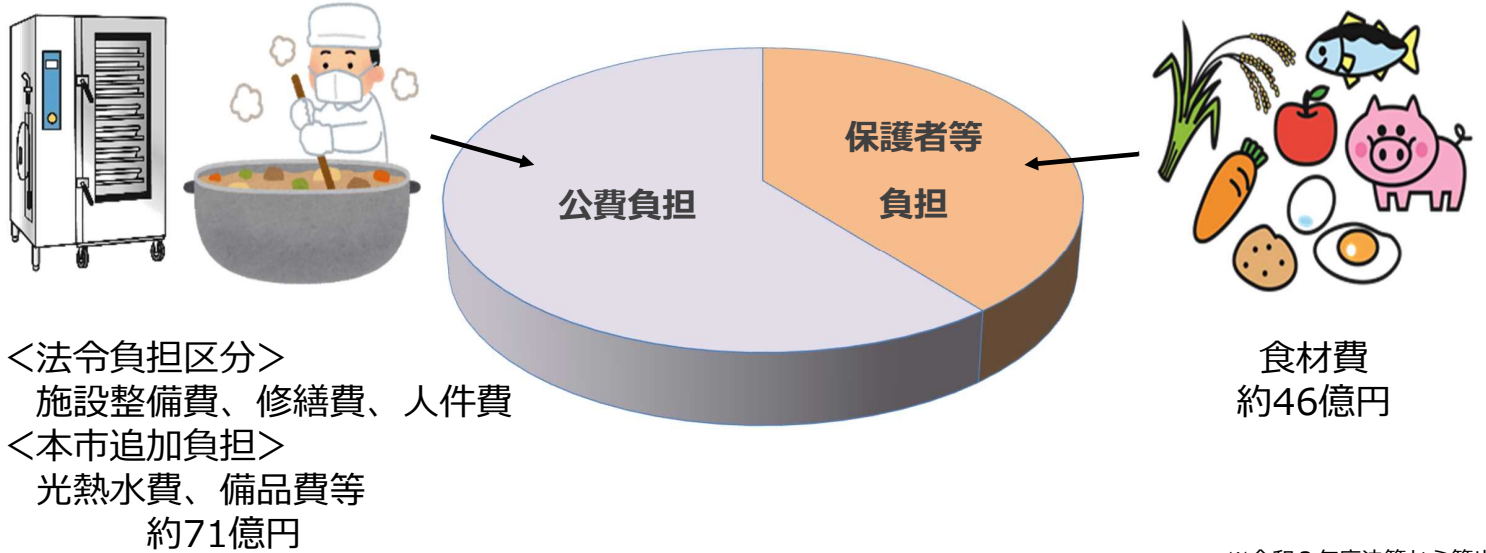
保護者負担

2 学校給食費

③ 本市における学校給食に要する年間経費

本市における学校給食に要する年間経費としては、公費負担分と保護者に負担いただく食材費を合わせると100億円を超える規模となっている。

＜学校給食に要する年間経費＞



※令和3年度決算から算出

2 学校給食費

④ 本市の学校給食費の推移

校種	炊飯方式	H4	H11	H25	R 2
小学校	委託炊飯 (仙台・泉地区)	205円	225円	245円	290円
	自校炊飯 (宮城・秋保地区)	200円	219円	239円	
中学校	委託炊飯 (仙台・泉地区)	245円	268円	290円	345円
	自校炊飯 (宮城・秋保地区)	240円	263円	285円	

3 衛生管理

① 安全・安心を確保する衛生管理の徹底

安全な食材を使用するとともに、文部科学省の衛生管理基準や本市の作業マニュアル等により、衛生的な調理作業を行っている。



食中毒を防止するため、食が十分に加熱されているか、中心温度を測定し、確認しているところです



3 衛生管理

② 検査・研修等衛生管理一覧

衛生管理

学校給食施設巡回指導（年1回）

保健所による衛生管理に関する巡回指導を実施

学校給食用食器具類の細菌検査（随時）

食器具類のふきとり細菌検査及び洗剤残留検査を実施

学校給食施設等定期検査（年3回）

定期的に給食施設、給食設備及びその取り扱い状況、給食従事者の衛生管理並びに検食・保存食の状況、給食用食品等の検収・保管の状況、衛生管理体制、活動状況について検査を実施

日常点検（毎日）

給食従事者・施設設備・食品・調理について、作業前・作業中・作業後に点検を実施

給食従事者の検便（月2回）

定期的に赤痢菌や腸管出血性大腸菌の保菌の有無について検査を実施

給食従事者の衛生管理研修会（年1回）

衛生管理意識及び資質の向上を図るため、研修を実施

学校給食用食品の細菌検査（年2回）

定期的に食品及び調理済食品における大腸菌等の細菌の有無について検査を実施

4 栄養管理

① 栄養バランスを考えた学校給食の提供

成長期にある児童生徒の健康の保持増進を図り、食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができるよう、多様な食品を組み合わせた献立内容となるよう努めている。

学校給食の献立作成



◆ 学校給食摂取基準の充足及び食育

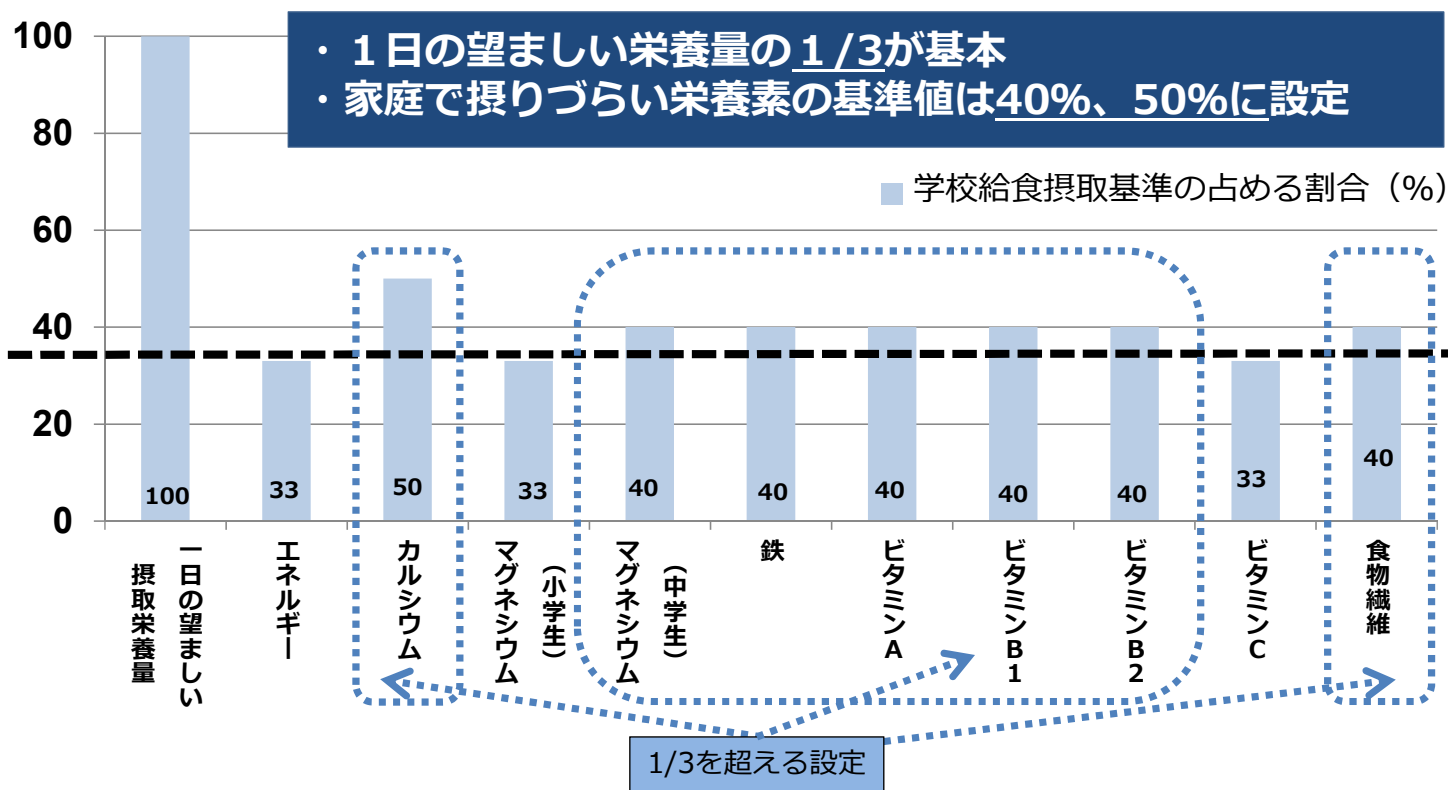
幅広い食品の使用や多様な調理法を組み合わせた食事内容となるよう「おいしく、楽しい学校給食」の実現に努める。

◆ 学校給食用の物資の購入

個々の食品を選定する基準として「仙台市食品規格書」を作成し、安全性、経済性はもとより、安全・安心な給食を提供できるよう配慮する。

4 栄養管理

② 学校給食摂取基準



5 食育の推進

① 「食育」における学校給食の役割

学校給食は、学校教育の一環であり、「食育」の中心的な役割を担う「生きた教材」である。給食時間における指導に加え、関連教科や特別活動の中で、食や健康に関する学びを取り入れている。



学校給食を活用した授業例

教科等で取り上げた食品や学習したことを献立で提供



小学2年生道徳「大すきなフルーツポンチ」

5 食育の推進

② 発達段階に応じた「食育」

現代は、食生活や生活リズムが乱れやすい環境が多くある。

成長期にある児童生徒が食生活などの正しい理解と望ましい食習慣を身に付けられるよう、発達段階に応じた食生活に関する指導を行うことが重要になってきている。

小学校

- ・「早寝・早起き・朝ごはん・挨拶」等の基本的な生活習慣
- ・食事のマナーの習得
- ・食品の働きや選び方
- ・行事食等の食文化
- ・感謝の心



中学校

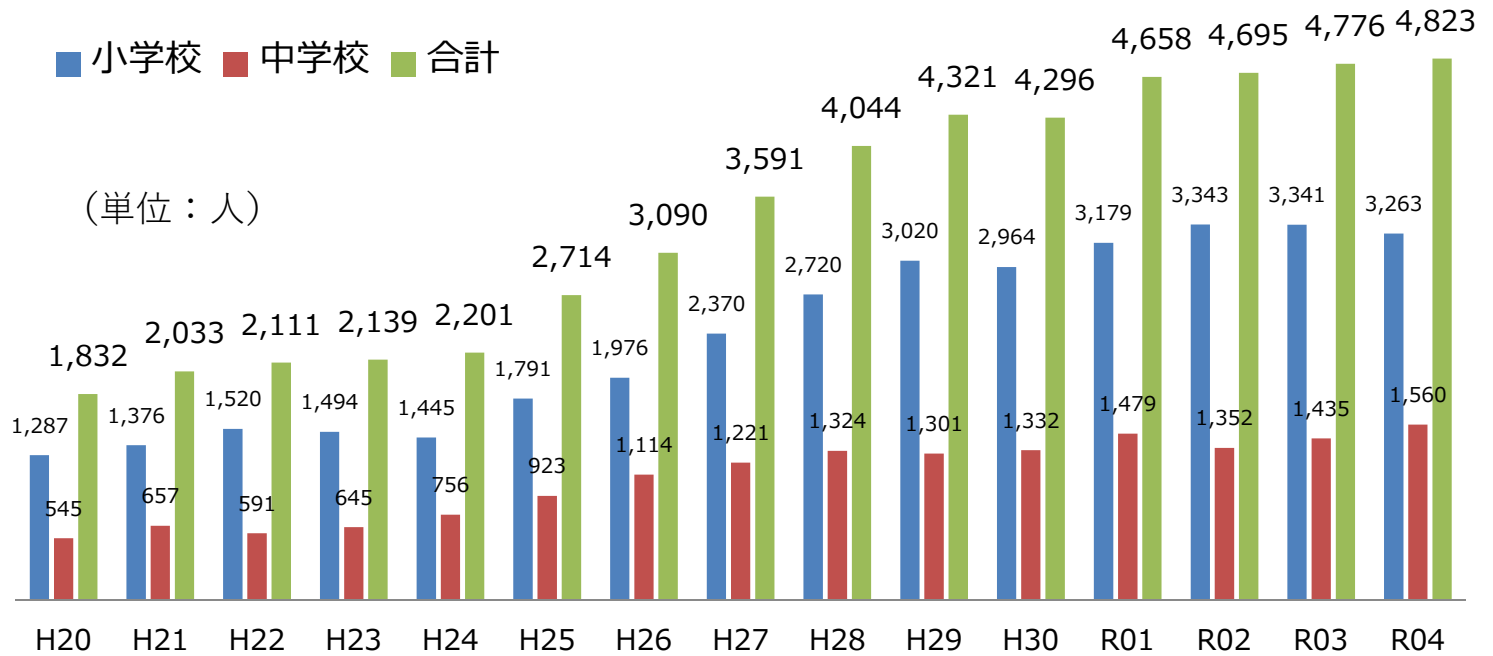
- ・栄養バランスを考えた食事
- ・生産や流通
- ・食文化
- ・感謝の心



6 食物アレルギーへの対応

① 食物アレルギーを有する児童生徒数の推移

仙台市立の小・中学校の食物アレルギーを有する児童生徒は年々増加傾向にある。



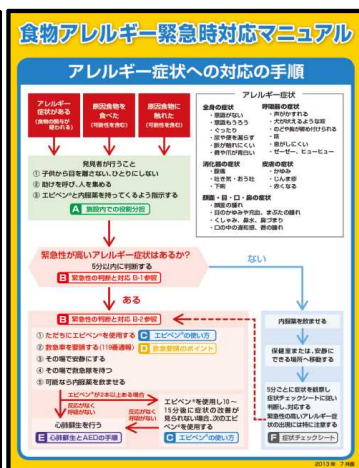
6 食物アレルギーへの対応

② 食物アレルギーへの対応状況

食物アレルギーを有する児童生徒も給食時間を安心して楽しく過ごすことができるよう「食物アレルギー対応の手引き」を定めている。各施設では、安全確保を最優先に、可能な範囲で個々の児童生徒の症状に応じた対応を行っている。



食物アレルギー対応の手引きと緊急時対応マニュアル



食物アレルギー対応食提供が可能な学校給食センターを整備

令和4年度の学校給食の現状について

本資料の説明内容について

- 1 今年度の新たな取り組み
- 2 昨年度から継続した取り組み
- 3 学校給食における給与栄養量



1 今年度の新たな取り組み

(1) 学校給食用パンの原料小麦粉の国産化

令和4年4月より、国産小麦を100%使用した学校給食用パンの提供を開始。

令和3年度以前	
アメリカ産・カナダ産・ 国産（宮城県・岩手県産）	70%
宮城県産（夏黄金）	30%



令和4年度	
北海道産（ゆめちから）	50%
宮城県産（夏黄金）	40%
宮城県産（シラネコムギ）	10%



風味が良くなって、前よりも美味しい！



1 今年度の新たな取り組み

(2) 交付金を活用した食材価格の上昇への対応

コロナ禍における原油価格や物価の高騰に対して、国の交付金を活用し、7月から物価上昇分を1食単価に追加。

校種	4～6月	7～3月
小学校	290円	290円+10円=300円
中学校	345円	345円+10円=355円

※年間の食材料費の予算額を基に、令和4年4月の仙台市消費者物価指数（食料）の上昇率3.4%（前年同月比）を用いて、7～3月分（9ヶ月分）の増加見込額を算定

1 今年度の新たな取り組み

(3) 献立の工夫（「学校給食摂取基準」改正への対応）

令和2年1月 厚生労働省「日本人の摂取基準（2020年版）」策定
令和3年4月 文部科学省「学校給食摂取基準」改正
令和4年4月 「仙台市学校給食摂取基準」改正

<小学校の基準値>

	改正前	改正後	増減
ビタミンC (mg)	20	25	+5.0
食物繊維 (g)	5以上	4.5以上	-0.5

<中学校の基準値>

	改正前	改正後	増減
鉄 (mg)	4	4.5	+0.5
ビタミンC (mg)	30	35	+5.0
食物繊維 (g)	6.5以上	7以上	+0.5

中学校の「鉄」等の摂取に向けた献立を作成

1 今年度の新たな取り組み

(4) 献立の工夫（「日本食品標準成分表」改訂への対応）

令和2年12月 「日本食品標準成分表（※）」が2020年版に改訂
令和3年12月より「日本食品標準成分表（2020年版）」に順次対応

※日本食品標準成分表

文部科学省作成。日常的に摂取する食品の標準的な成分値の公的データ集

<改訂のポイント> エネルギー計算方法の変更

全食品のエネルギー値が、平均で100gあたり約9kcalマイナス



例) 中学校の提供量である米飯110gあたりのエネルギー

2015年版
185kcal



2020年版
172kcal

献立全体のエネルギーの増加に向けた献立を作成

2 昨年度から継続した取り組み

(1) 環境保全米の給食への提供

「化学肥料」や「農薬」の使う量を通常の半分以下に減らした「環境保全米」を給食で提供。

本市の米飯給食の歴史

- ・昭和51年：米飯給食が学校給食として明確に位置付けられる
市内定時制高等学校で米飯給食開始
- ・昭和56年：市内全小・中学校で米飯給食開始
- ・平成2年：県内産ササニシキを給食に導入
- ・平成11年：県内産ひとめぼれに変更
- ・平成17年：市内産ひとめぼれ1等米に変更
- ・令和2年：市内産ひとめぼれ1等米（環境保全米）を2ヶ月間給食に導入
- ・令和3年：環境保全米の給食提供期間を拡大（2ヶ月⇒5ヶ月）
- ・令和4年：環境保全米の給食提供を継続



2 昨年度から継続した取り組み

(2) 特別な献立の給食提供

新型コロナウイルス感染症の経済対策のための国の支援制度等により提供された食材を活用した献立を作成。

★宇和海産養殖マダイ★



まだいの
ハニーマスター
ドソースかけ



鯛めし

★北海道産ホタテ★

ホタテと
じゃがいもの
グラタン



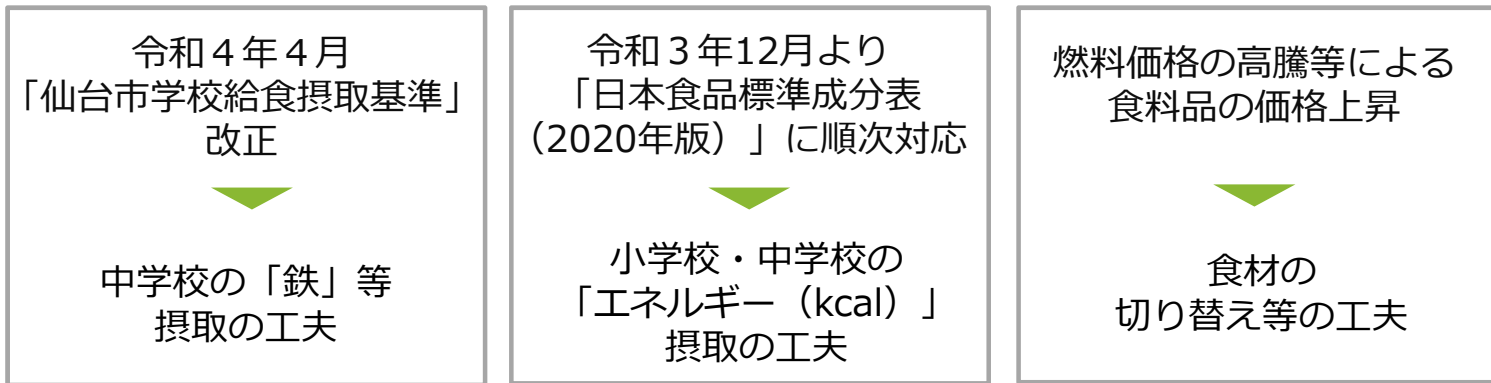
ホタテの
バター焼き

3 学校給食における給与栄養量

(1) 栄養量の充足に向けて

① 令和3年度の「仙台市学校給食摂取基準」の栄養量はほぼ充足

② 令和4年度からの新たな状況の変化への対応

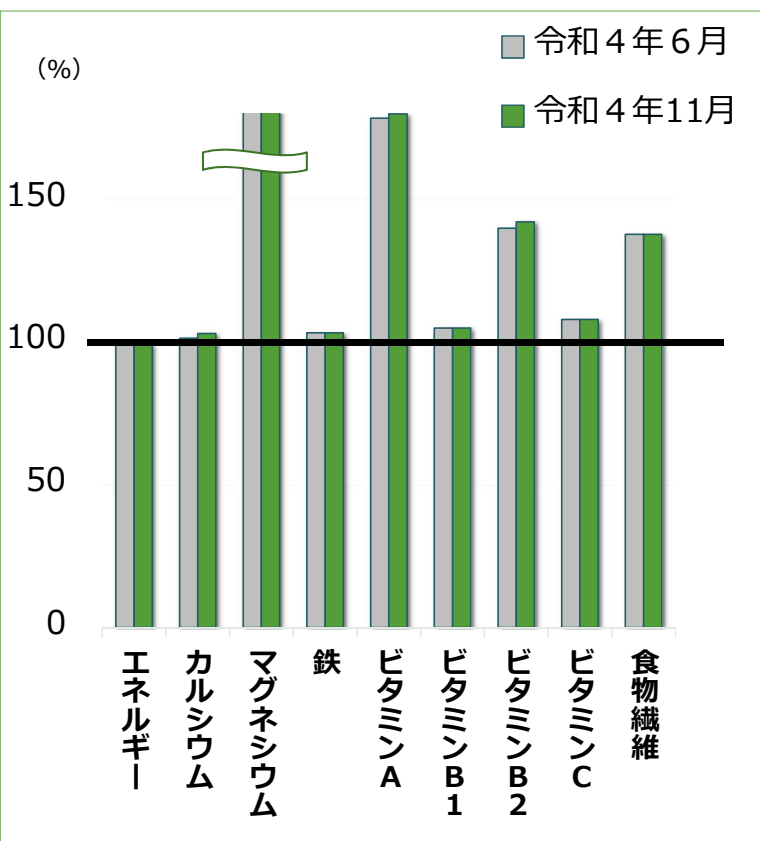


栄養量の充実に向けて、より一層の工夫が必要

3 学校給食における給与栄養量

(2) 小学校の栄養量

学校及び給食センターの栄養量の平均値
※年2回（6・11月）実施の栄養管理報告より

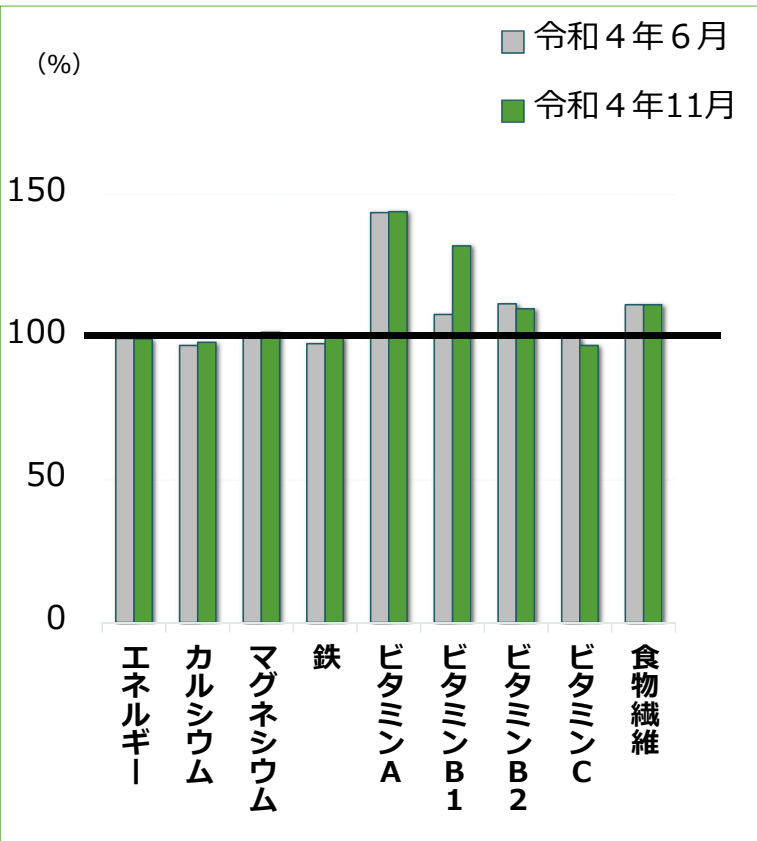


	6月	11月
エネルギー	99.1	99.4
カルシウム	101.4	103.1
マグネシウム	192.0	192.0
鉄	103.3	103.3
ビタミンA	178.5	180.0
ビタミンB1	105.0	105.0
ビタミンB2	140.0	142.2
ビタミンC	108.0	108.0
食物繊維	137.8	137.8

3 学校給食における給与栄養量

(3) 中学校の栄養量

学校及び給食センターの栄養量の平均値
※年2回（6・11月）実施の栄養管理報告より



	6月	11月
エネルギー	99.6	99.4
カルシウム	97.1	98.2
マグネシウム	100.0	101.7
鉄	97.8	100.0
ビタミンA	143.7	144.0
ビタミンB1	108.0	132.0
ビタミンB2	111.7	110.0
ビタミンC	100.0	97.1
食物繊維	111.4	111.4

3 学校給食における給与栄養量

(4) 栄養量の充足結果

小学校・中学校ともに、すべての栄養量がほぼ充足。

小学校の栄養量

	R3.11	R4.11	前年同月比
エネルギー	102.0	99.4	-2.6
カルシウム	103.1	103.1	±0.0
マグネシウム	202.0	192.0	-10.0
鉄	103.3	103.3	±0.0
ビタミンA	173.5	180.0	+6.5
ビタミンB1	102.5	105.0	+2.5
ビタミンB2	140.0	142.2	+2.2
ビタミンC	140.0	108.0	-32.0
食物繊維	102.0	137.8	+35.8

中学校の栄養量

	R3.11	R4.11	前年同月比
エネルギー	102.0	99.4	-2.6
カルシウム	96.9	98.2	+1.3
マグネシウム	104.2	101.7	-2.5
鉄	102.5	100.0	-2.5
ビタミンA	126.3	144.0	+17.7
ビタミンB1	100.0	132.0	+32.0
ビタミンB2	108.3	110.0	+1.7
ビタミンC	113.3	97.1	-16.2
食物繊維	98.5	111.4	+12.9

引き続き栄養バランスや量を保った
学校給食を提供できるよう
工夫していく

給食施設のあり方について

1 実施状況

本市では、単独調理校方式、親子方式及び共同調理場（以下「学校給食センター」という。）方式により、学校給食を実施している。

（令和4年5月時点）

	小学校	中学校	特別支援学校	定時制高校	中等教育学校	合計
単独調理校（※）	64校	12校	1校	2校		79校
親子方式校	(親)2校 (子)1校	(子)1校				4校
学校給食センター対象校	51校	51校			1校	103校
太白学校給食センター	7校	9校				16校
荒巻学校給食センター	8校	10校				18校
野村学校給食センター	18校	5校				23校
高砂学校給食センター	9校	12校				21校
南吉成学校給食センター	9校	15校			1校	25校
合計	118校	64校	1校	2校	1校	186校

※大規模改修等により学校給食センターから代替提供中の単独調理校を含む。

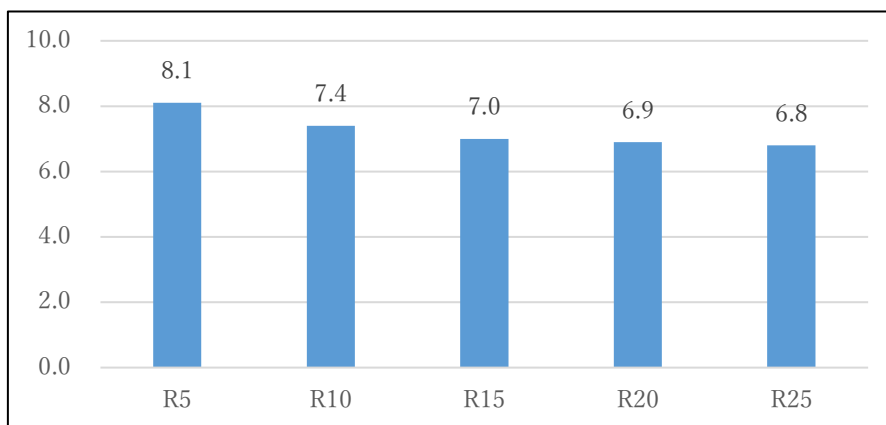
2 課題

今後は、児童生徒数の減少の他、給食施設の老朽化に伴う整備費の増加が見込まれることから、給食施設全体における効率的な運営体制及び将来のあり方（以下「給食施設のあり方」という。）を検討する必要がある。

（1）児童生徒数の減少

本市の6～14歳の子ども数は年々減少し、令和25年には約6.8万人となる見込みである。

【6～14歳の子ども数の将来人口推計（単位：万人）】

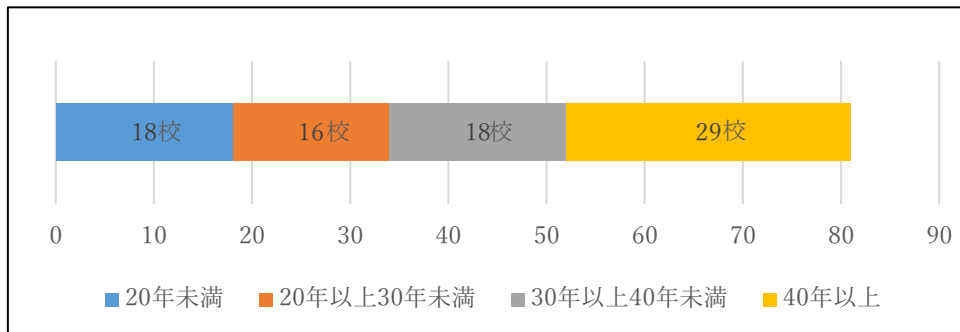


資料：令和2年国勢調査に基づく仙台市の将来人口推計（令和4年3月推計）

(2) 給食施設の整備費の増加

単独調理校（79校）及び親子方式の親校（2校）のうち、築後30年以上経過している学校は47校と全体の50%以上を占めている。

【築年数別の単独調理校等数（令和3年度末時点）】



また、学校給食センターも適宜老朽化対応を図る必要があるため、現状の施設を維持していくためには、今後も多額の整備費が見込まれる。

3 進め方

給食施設のあり方について、仙台市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）へ諮問し、同審議会分科会（以下「分科会」という。）を設置の上で、学校給食に係る専門的知見を有する方や学校現場、保護者の皆様よりご意見を伺いながら審議を進めていきたい。

4 スケジュール（予定）

- 令和5年度 第1～3回分科会（現状や課題、給食施設のあり方中間案）
分科会から審議会へ報告
- 令和6年度 第4～5回分科会（給食施設のあり方最終案）
分科会から審議会へ報告、審議会から教育委員会へ答申

仙台市学校給食運営審議会分科会設置運営要領

(平成24年2月1日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市学校給食運営審議会実施要領（平成7年3月27日教育長決裁）第8条の規定に基づき設置される仙台市学校給食運営審議会分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分科会の所掌事項)

第2条 分科会の所掌事項は、次の各事項に関する調査研究等とする。

- (1) 学校給食施設における給食用食材の選定に関すること
- (2) 学校給食の献立内容に関すること
- (3) その他審議に関して必要と認めること

(分科会の組織)

第3条 分科会は、審議会の委員のうち、自薦または選出区分（学識経験者、学校長・学校給食研究会代表、児童生徒の保護者）ごとに審議会会長に選任された者をもって組織する。

- 2 分科会に分科会長を置くものとし、審議会会長が選任する。
- 3 分科会長は会を総理し、分科会を代表する。

(会議)

第4条 分科会の会議は、審議会会長が召集する。

(報酬)

第5条 教育長は、分科会の委員（市立学校長である者を除く）に対し、別に定めるところにより、報酬を支払うものとする。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、教育局総務企画部健康教育課において処理する。

(雑則)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、審議会会長が定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成24年2月1日から実施する。